

新商法下の株主総会と企業支配

一 序

本稿の目的は、前稿「旧・新商法下の株主総会と企業支配」(本誌、第九一卷第一号、所載)に引き続き、わが国企業の支配を新商法下の株主総会とのかかわりを取りあげることにより、つぎの三点を明らかにすることにあり。①新商法下の株主総会もまた、旧商法下のそれと同様、無機能化していること、②新商法下の経営者による大株主への根回しは、旧商法下のそれに比して、形式化しつつあること、および③新商法下の企業支配についても、旧商法下のそれと同様、経営者と大株主との共同支配と呼びうるものが見られること、がそれである。

二 新商法下の株主総会の実態

はじめに、新商法下の株主総会の実態をみることにしよう。ここでは、実態分析の対象を株主総会出席株主、株主総会進行状況、委任状勧誘・書面投票、大株主懇談会および特殊株主(総会屋)の五つに絞り、『株主総会白書』(大和証券経済研究所∥商事法務研究会、一九八二—八三年調査、以下では大和証券調査と略称)に基づいてこれを見ることにする。ところで、新商法による株主総会の開催は、一九八三年の一月総会から始まったわけである。したがって、一九八二年七月以降の株主総会を対象とする八三年の大和証券調査には、同年七月の調査時点において、新商法による株主総会をまだ開催して

平 田 光 弘

表1 資本金規模別回答企業数の内訳

資本金	社数	
	1982	1983
5億円以下	32	44
10 "	116	175
20 "	153	238
30 "	77	117
50 "	78	127
100 "	103	155
300 "	69	106
500 "	23	32
1,000 "	8	17
1,000億円超	10	15
計	669	1,026

出所：『株主総会白書』1982年版13頁図表2および1983年版13頁図表2から作成。

いなかった企業からの回答も一部含まれていることにな
る。だが、それは回答企業数一、〇二六社中九八社（九
六％）にすぎないので、八三年の同調査は、新商法下の
株主総会の実態をあらかた示すものと解して差し支えな
いであろう。そこで、以下では、この八三年調査を中心
として、旧商法下の八二年調査と対比しながら、実態分
析を進めることにしたい。

なお、大和証券調査における回答企業数・回答率は、
八二年が一、七五五社中六六九社、三八・一％、八三年
が一、七七八社中一、〇二六社、五七・七％であり、ま
た回答企業数の資本金規模別内訳は表1のとおりである。

表2 現実出席株主数

回答(人)	社数、()内%	
	1982	1983
1-20	45 (6.8)	58 (5.7)
21-40	140 (21.0)	193 (19.0)
41-60	155 (23.3)	226 (22.3)
61-80	101 (15.2)	153 (15.1)
81-100	66 (10.0)	110 (10.8)
101-150	68 (10.2)	123 (12.1)
151-200	33 (5.0)	47 (4.6)
201-300	34 (5.1)	52 (5.1)
301以上	24 (3.6)	52 (5.1)
回 答	666(100.0)	1,014(100.0)
無 回 答	3	12
計	669	1,026

出所：前掲資料1982年版54頁図表62および1983年版66頁図表96から作成。

(一) 株主総会出席株主の実態

新商法下の株主総会への出席株主は、現実出席株主
(総会にみずから出席し議決権を行使する株主)と、委
任状出席株主(総会にみずからは出席せず代理人によっ
て議決権を行使する株主)または書面投票出席株主(総
会にみずからは出席せず議決権行使書という書面によっ
て議決権を行使する株主)とからなる。その実態に関す

(3) 新商法下の株主総会と企業支配

表3 現実出席株主の持株比率 (対発行済株式総数)
社数, ()内%

回答(%) \ 年次	1982	1983
0.01 以下	37 (5.6)	21 (2.1)
0.05 "	38 (5.8)	31 (3.1)
0.1 "	24 (3.6)	20 (2.0)
0.5 "	61 (9.3)	41 (4.1)
1 "	67 (10.2)	53 (5.4)
3 "	109 (16.5)	135 (13.7)
5 "	52 (7.9)	86 (8.7)
10 "	74 (11.2)	159 (16.1)
15 "	61 (9.3)	121 (12.2)
20 "	42 (6.4)	79 (8.0)
30 "	42 (6.4)	95 (9.6)
30 超	52 (7.9)	148 (15.0)
回 答	659(100.0)	989(100.0)
無 回 答	10	37
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 54 頁図表 63 および 1983年版 67 頁図表 97 から作成。

る分析結果を示せば、以下のとおりである。
まず表2および表3は、現実出席株主の人数とその持株比率(対発行済株式総数⁽²⁾)とについて、それらの調査結果を示したものである。表2から、その人数は回答企業の大半(七九・四%)において二一―一五〇人であったこと、なかでも二一―一八〇人が回答企業の五六・四%に及んだことが分かる。それは八二年と変わりがなかつ

たと読める。また表3から、その持株比率(対発行済株式総数)は回答企業の過半数(六〇・九%)において五%超であったことが知れる。それは八二年よりもやや高かったと読める。つぎに表4および表5は、委任状・書面投票出席株主の持株比率(対発行済株式総数)とその持株比率(対総会出席株主持株総数)とについて、それらの調査結果を示したものである。表4から、その持株

比率(対発行済株式総数)は回答企業の過半数(六八・〇%)において五〇―一八〇%であったことが分かる。それは八二年と変わりがなかったと読める。また表5から、その持株比率(対総会出席株主持株総数)は回答企業の過半数(六二・九%)において七〇―一〇〇%であったことが知れる。それは八二年とほぼ変わりがなかったと読める。さらに表6および表7は、総会出席株主の株主比率(対総株主数)とその持株比率(対発行済株式総数)とについて、それらの調査結果を示したものである。表6から、その株主比率(対総株主数)は回答企業の過半数(五六・三%)において一五―三〇%であったことが分かる。それは八

表5 委任状・書面投票出席株主の持株比率 (対総会出席株主持株総数) 社数, ()内%

年次	1982	1983
10 以下	17 (2.6)	29 (3.0)
20 "	12 (1.8)	25 (2.6)
30 "	16 (2.5)	42 (4.3)
40 "	12 (1.8)	33 (3.4)
50 "	22 (3.4)	48 (4.9)
60 "	48 (7.4)	85 (8.7)
70 "	71 (10.9)	100 (10.2)
80 "	83 (12.7)	154 (15.8)
90 "	107 (16.4)	198 (20.3)
100 "	264 (40.5)	262 (26.8)
回 答	652(100.0)	976(100.0)
無 回 答	17	50
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 55頁図表 64 および 1983年版 68頁図表 98 から作成。
注: 1982年は委任状出席株主の持株比率のみ。

表4 委任状・書面投票出席株主の持株比率 (対発行済株式総数) 社数, ()内%

年次	1982	1983
10 以下	6 (0.9)	10 (1.0)
20 "	8 (1.2)	36 (3.6)
30 "	16 (2.5)	45 (4.5)
40 "	22 (3.4)	54 (5.4)
50 "	33 (5.1)	80 (8.0)
60 "	96 (14.8)	182 (18.1)
70 "	178 (27.5)	267 (26.6)
80 "	185 (28.5)	234 (23.3)
90 "	93 (14.4)	80 (8.0)
100 "	11 (1.7)	17 (1.7)
回 答	648(100.0)	1,005(100.0)
無 回 答	21	21
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 28頁図表 20 および 1983年版 42頁図表 52 から作成。
注: 1982年は委任状出席株主の持株比率のみ。

表7 総会出席株主の持株比率 (対発行済株式総数) 社数, ()内%

年次	1982	1983
10 以下	20 (3.0)	29 (3.0)
20 "	7 (1.1)	25 (2.6)
30 "	7 (1.1)	42 (4.3)
40 "	1 (0.2)	33 (3.4)
50 "	6 (0.9)	48 (4.9)
60 "	46 (7.0)	85 (8.7)
70 "	168 (25.6)	100 (10.2)
80 "	240 (36.6)	154 (15.8)
90 "	135 (20.6)	198 (20.3)
100 "	26 (4.0)	262 (26.8)
回 答	656(100.0)	976(100.0)
無 回 答	13	50
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 53頁図表 61 および 1983年版 66頁図表 95 から作成。

表6 総会出席株主の株主比率 (対総株主数) 社数, ()内%

年次	1982	1983
2 以下	63 (9.5)	78 (7.9)
5 "	22 (3.3)	41 (4.2)
10 "	11 (1.7)	40 (4.1)
15 "	41 (6.2)	107 (10.9)
20 "	135 (20.5)	249 (25.3)
25 "	188 (28.5)	203 (20.6)
30 "	84 (12.7)	102 (10.4)
35 "	39 (5.9)	58 (5.9)
40 "	28 (4.2)	36 (3.7)
45 "	12 (1.8)	21 (2.1)
50 "	8 (1.2)	10 (1.0)
50 超	29 (4.4)	39 (4.0)
回 答	660(100.0)	984(100.0)
無 回 答	9	42
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 53頁図表 60 および 1983年版 65頁図表 94 から作成。

(5) 新商法下の株主総会と企業支配

表8 出席特殊株主数

回答(人)	社数, ()内%	
	1982	1983
0	115 (18.1)	431 (43.1)
3 以下	135 (21.2)	311 (31.1)
6 "	104 (16.4)	125 (12.5)
10 "	71 (11.2)	63 (6.3)
14 "	58 (9.1)	24 (2.4)
18 "	31 (4.9)	15 (1.5)
23 "	22 (3.5)	12 (1.2)
28 "	21 (3.3)	2 (0.2)
35 "	28 (4.4)	5 (0.5)
35 超	51 (8.0)	12 (1.2)
回 答	636(100.0)	1,000(100.0)
無 回 答	33	26
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 56頁図表 65 および 1983年版 69頁 図表 99 から作成。

二年とほぼ変わりがなかったと読める。また表7から、その持株比率(対発行済株式総数)は回答企業の過半数(六一・九%)において七〇—一〇〇%であったこと、なかでも八〇—一〇〇%が回答企業の四七・一%に及んだことが知れる。それは八二年よりもやや高かったと読める。さいごに表8は、出席特殊株主の人数について、その調査結果を示したものである。表8から、その人数

は回答企業の大半(七四・二%)においてゼロまたは三人以下であったこと、なかでも出席なしが回答企業の四三・一%に及んだことが分かる。それは八二年よりもかなり減ったと読める。

以上のことから、新商法下の株主総会出席株主の実態はつぎのようであったといつてよいであろう。すなわち、
 (一)④多くの企業では、八二年と同じく、現実出席株主の人数は一五〇人どまりであった、⑤多くの企業では、その持株比率は発行済株式総数の五%を超え、八二年よりもやや高かった、(二)④多くの企業では、八二年と同じく、委任状・書面投票出席株主の持株比率は発行済株式総数の五〇%を超えた、⑥多くの企業では、八二年と同じく、その持株比率は総会出席株主持株総数の七〇%を超えた、(三)④多くの企業では、八二年と同じく、総会出席株主の株主比率は総株主数の一五—三〇%に留まった、⑦多くの企業では、その持株比率は発行済株式総数の七〇%を超え、八二年よりもやや高かった、(四)多くの企業では、出席特殊株主の人数はゼロまたは三人以下であり、八二年よりもかなり減った、と。

表10 書面による質問の有無・対応策
社数, ()内%

回答		年次
		1983
当該株主の出席があり 答えた		47 (28.8)
当該株主が出席しなかつたので 答えなかった		111 (68.1)
当該株主が出席しなかつたけれど 積極的に答えた		5 (3.1)
有		163 (16.3)
無		838 (83.7)
回 答		1,001(100.0)
無 回 答		25
計		1,026

出所: 前掲資料1983年版61頁図表87から作成。

表9 発言株主数
社数, ()内%

回答(人)	年次	
	1982	1983
0	285 (42.9)	725 (72.3)
1	156 (23.5)	143 (14.3)
2	125 (18.8)	68 (6.8)
3	68 (10.2)	30 (3.0)
4	19 (2.9)	11 (1.1)
5	7 (1.1)	10 (1.0)
6	1 (0.2)	4 (0.4)
7	1 (0.2)	5 (0.5)
8	3 (0.5)	3 (0.3)
9	0 (0.0)	1 (0.1)
10—14	0 (0.0)	3 (0.3)
15以上	0 (0.0)	0 (0.0)
回 答	665(100.0)	1,003(100.0)
無 回 答	4	23
計	669	1,026

出所: 前掲資料1982年版49頁図表55および1983年版62頁図表88から作成。

注: 「異議なし」「賛成」などの単純な発言は除く。

表12 議案に対して質疑
をした発言株主数
社数, ()内%

回答(人)	年次
	1982
0	621 (93.4)
1	24 (3.6)
2	16 (2.4)
3	3 (0.5)
4	0 (0.0)
5	1 (0.2)
6	0 (0.0)
7	0 (0.0)
8	0 (0.0)
9	0 (0.0)
10以上	0 (0.0)
回 答	665(100.0)
無 回 答	4
計	669

出所: 前掲資料1982年版49頁図表56から作成。

注: 賛成意見は除く。

表11 一般株主からの質
問件数 社数, ()内%

回答(件)	年次
	1983
0	752 (91.2)
1	40 (4.8)
2	12 (1.5)
3	7 (0.8)
4	4 (0.5)
5	4 (0.5)
6	1 (0.1)
7	0 (0.0)
8	1 (0.1)
9	1 (0.1)
10以上	3 (0.4)
回 答	825(100.0)
無 回 答	201
計	1,026

出所: 前掲資料1983年版63頁図表90から作成。

(二) 株主総会進行状況の実態

新商法下の株主総会は、以上のような出席株主構成のもとで開かれた。その進行状況の実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。

まず表9は、発言株主の人数について、その調査結果

(7) 新商法下の株主総会と企業支配

を示したものである。表9から、その人数は回答企業の圧倒的多数(九六・三%)においてゼロまたは三人以下であったこと、なかでも発言株主なしが回答企業の七二・三%に達したことが分かる。それは八二年よりもかなり減ったと読める。ところで、こうした発言株主は、議案等の報告・議事に対して質問をしたり、反対意見を述べたり、あるいは動議を出したりするわけである。表10、表11、表12、表13および表14は、このような発言を行った株主の人数または件数について、それらの調査結果を示したものである。これらのうち、まず表10は、総会開催前の書面質問の有無・対応策について、その調査結果を示したものである。表10から、書面質問は回答企業の大半(八三・七%)においてなかったことが知れる。反対に、書面質問があったものは回答企業のわずか一六・三%にすぎないが、その過半数(六八・一%)では当該株主が欠席したため、それらの書面質問は無効となっている。したがって、書面による株主の質問権が有効に行使されたのは、回答企業のわずか五・一%にすぎなかったことが分かる。つぎに表11は、一般株主からの質問件数について、その調査結果を示したものである。表

11から、その質問件数は回答企業の圧倒的多数(九一・二%)においてゼロであったことが知れる。これらのことは、書面による株主の質問も、一般株主からの質問もともに回答企業の圧倒的多数において全くなかったことを意味している。なお、八二年の調査では、それらの事項に関する調査は行われなかったので、参考までに表12を掲げておこう。表12は、議案に対して質疑をした発言株主の人数について、その調査結果を示したものである。

表13 議案に対して反対意見を述べた発言株主数 社数、()内%

年次 回答(人)	社数、()内%	
	1982	1983
0	657 (98.9)	970 (96.8)
1	5 (0.8)	18 (1.8)
2	1 (0.2)	6 (0.6)
3	0 (0.0)	3 (0.3)
4	0 (0.0)	0 (0.0)
5	1 (0.2)	1 (0.1)
6	0 (0.0)	0 (0.0)
7	0 (0.0)	2 (0.2)
8	0 (0.0)	2 (0.2)
9	0 (0.0)	0 (0.0)
10 以上	0 (0.0)	0 (0.0)
回 答	664(100.0)	1,002(100.0)
無 回 答	5	24
計	669	1,026

出所：前掲資料1982年版50頁図表57および1983年版63頁図表89から作成。

表14 動議の有無・内容

回答		社数, ()内%	
		1982	1983
議案の修正について		5 (1.7)	5 (6.0)
議事進行について		277 (93.0)	70 (83.3)
その他		16 (5.4)	9 (10.7)
	有	298 (44.6)	84 (8.5)
	無	370 (55.4)	904 (91.5)
	回 答	668(100.0)	988(100.0)
	無 回 答	5	43
	計	673	1,031

出所: 前掲資料1982年版51頁図表59および1983年版64頁図表93から作成。
注: 重複回答。

表12から、その人数は回答企業の圧倒的多数(九三・四%)においてゼロであったことが分かる。このことから、ほとんど質問なしという事態は八二年とほぼ変わりがなかったと読める。さらに表13は、議案に対して反対意見を述べた発言株主の人数について、その調査結果を示したものである。表13から、その人数は回答企業の圧倒的

表15 株主総会制度になじまない発言の有無・処置
社数, ()内%

回答		社数, ()内%	
		1982	1983
議長が答えた		8 (66.7)	26 (70.3)
他の株主の発言にさ えざられた		2 (16.7)	1 (2.7)
無 視		1 (8.3)	8 (21.6)
そ の 他		1 (8.3)	2 (5.4)
	有	12 (1.8)	37 (4.6)
	無	643 (98.2)	764 (95.4)
	回 答	655(100.0)	801(100.0)
	無 回 答	14	225
	計	669	1,026

出所: 前掲資料1982年版51頁図表58および1983年版64頁図表91から作成。

多数(九六・八%)においてゼロであったことが知れる。それは八二年と変わりがなかったと読める。つづいて表14は、動議の有無・内容について、その調査結果を示したものである。表14から、動議は回答企業の圧倒的多数(九一・五%)においてなかったことが分かる。それは八二年よりもはるかに少なかったと読める。また表14か

(9) 新商法下の株主総会と企業支配

表16 退場命令に関する議長権限の行使の有無
社数、()内%

回答	年次	1983
退場を命じた		2 (22.2)
	退場を命じなかった	7 (77.8)
秩序を乱すような事態が生じた		9 (1.0)
	秩序を乱すような事態は生じなかった	917 (99.0)
回 答		926(100.0)
	無 回 答	100
計		1,026

出所：前掲資料1983年版64頁図表92から作成。

ら、動議については、八二年と同様、「議事進行について」の動議が有回答企業の大半（八三・三%）を占めたことが知れる。

ところが、株主総会では、以上にみた発言、すなわち質問、反対意見および動議のほかに、取締役に対する中傷などのような株主総会制度に生まれない発言が時として見られる。表15は、こうした発言の有無・処置について、その調査結果を示したものである。表15から、こうした発言は回答企業の圧倒的多数（九五・四%）においてなかったことが分かる。それは八二年と変わりがな

かったと読める。また表15から、こうした発言に対しては、八二年と同様、「議長が答えた」とするものが有回答企業の過半数（七〇・三%）を占めたことが知れる。それから表16は、退場命令に関する議長権限の行使の有無について、その調査結果を示したものである。表16から、その権限は回答企業の圧倒的多数（九九・〇%）において「秩序を乱すような事態は生じなかった」ため行使されなかったことが分かる。さいごに表17は、株主総会の所要時間について、その調査結果を示したものである。表17から、その所要時間は回答企業の圧倒的多数（九三・五%）において六〇分以下であったこと、なかでも二〇―三五分が回答企業の六〇・七%に及んだこと、さらに六〇分超が回答企業の六・五%もあったことが知れる。これを八二年と対比してみると、そこでは六〇分以下が回答企業の九九・九%に達したものの、一〇―二五分が回答企業の八二・五%を占めているところから、六〇分以下という所要時間は八二年と変わりがなかったこと、しかし同じ六〇分以下といっても、八二年には二五分以下が極めて多かったのに対し、八三年には二五―六〇分が非常に多かったこと、そしてさらに八二年には六

表 17 株主総会の所要時間

社数、()内%

回答(分)	年次	1982	1983
5 以下		0 (0.0)	2 (0.2)
10 "		16 (2.4)	3 (0.3)
15 "		174 (26.0)	21 (2.1)
20 "		253 (37.9)	83 (8.2)
25 "		124 (18.6)	198 (19.5)
30 "		69 (10.3)	273 (26.8)
35 "		14 (2.1)	146 (14.4)
40 "		7 (1.0)	92 (9.0)
45 "		8 (1.2)	57 (5.6)
50 "		0 (0.0)	35 (3.4)
55 "		0 (0.0)	18 (1.8)
60 "		2 (0.3)	23 (2.3)
90 "			30 (2.9)
120 "			13 (1.3)
150 "			8 (0.8)
180 "			4 (0.4)
240 "			2 (0.2)
300 "		1 (0.1)	4 (0.4)
360 "			1 (0.1)
420 "			2 (0.2)
480 "			1 (0.1)
480 超			1 (0.1)
回 答		668(100.0)	1,017(100.0)
無 回 答		1	9
計		669	1,026

出所：前掲資料 1982年版 47頁図表 53 および 1983年版 59頁図表 83 から作成。

○分超がわずか一社しかなかったのに対し、八三年にはそれが六六社もあったことが読める。

以上のことから、新商法下の株主総会進行状況の実態はつぎのようであったといつてよいであろう。すなわち、(一)ほとんどの企業では、発言株主の人数はゼロまたは三人以下であり、八二年よりもかなり減った、(二)①ほとんどの企業では、八二年と同じく、報告・議事に対して株

動議に限られた、(三)ほとんどの企業では、八二年と同じく、株主総会制度になじまない発言は出なかった、(四)ほとんどの企業では、退場命令に関する議長権限は行使されなかった、(五)ほとんどの企業では、八二年と同じく、株主総会は六〇分以下で終了したが、八二年と違って、二五―六〇分が非常に多く、また一部には株主総会の長時間化が見られた、と。

主からの書面質問も一般株主からの質問も出なかった、②ほとんどの企業では、八二年と同じく、議事に対して反対意見も出なかった、③ほとんどの企業では、動議も出ず、八二年よりもかなり減った、その動議はせいぜい議事進行の

(11) 新商法下の株主総会と企業支配

表 19 委任状勧誘の有無・

対象 社数, ()内%

回答	年次	1982
全株主に対して		624 (98.0)
	一部株主に対して	13 (2.0)
有無		637 (98.2)
		12 (1.8)
回答		649(100.0)
無回答		20
計		669

出所: 前掲資料 1982年版 27 頁図表 18 から作成。

表 18 書面投票制度・委任状勧誘制度の採用

社数, ()内%

回答	年次	1983
書面投票制度の適用を受ける企業		86 (8.5)
	書面投票制度を採用した	735 (73.1)
委任状勧誘制度を採用した		164 (16.3)
	その他の企業	18 (1.8)
全株主に対して委任状勧誘を行った		3 (0.3)
	一部株主に対して委任状勧誘を行った	1,006(100.0)
委任状勧誘を行わなかった		20
回答		1,026
無回答		
計		1,026

出所: 前掲資料 1983年版 41 頁図表 50 から作成。

注: 書面投票制度の適用を受ける企業が委任状勧誘制度を採用した場合、全株主が勧誘の対象となる。

(三) 委任状勧誘・書面投票の実態

新商法下の株主総会においては、その開催に先立って、株主に対する委任状勧誘または株主の書面投票が行われた。その実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。

まず表 18 は、委任状勧誘制度または書面投票制度の採用状況について、その調査結果を示したものである。表 18 から、書面投票制度は回答企業のわずか八・五%において採用されたにすぎないこと、反対に委任状勧誘制度は、回答企業の圧倒的多数(九一・二%)において採用されたこと、また勧誘の対象は勧誘企業の圧倒的多数(九八・〇%)において全株主であったことが分かる。

なお、八二年の調査では、この事項に関する調査は行われなかったので、参考までに表 19 を掲げておこう。表 19 は、委任状勧誘の有無・対象について、その調査結果を示したものである。表 19 から、その勧誘は回答企業の圧倒的多数(九八・二%)において行われたこと、また勧誘の対象は有回答企業の圧倒的多数(九八・〇%)において全株主であったことが分かる。このことから、全株主を対象とする委任状勧誘は八二年とほとんど変わりが

表21 委任状・書面投票の返送率
(対発行済株式総数)

年次	社数, ()内%	
	1982	1983
回答(%)		
10 以下	6 (0.9)	10 (1.0)
20 "	8 (1.2)	36 (3.6)
30 "	16 (2.5)	45 (4.5)
40 "	22 (3.4)	54 (5.4)
50 "	33 (5.1)	80 (8.0)
60 "	96 (14.8)	182 (18.1)
70 "	178 (27.5)	267 (26.6)
80 "	185 (28.5)	234 (23.3)
90 "	93 (14.4)	80 (8.0)
100 "	11 (1.7)	17 (1.7)
回 答	648(100.0)	1,005(100.0)
無 回 答	21	21
計	669	1,026

出所: 前掲資料1982年版28頁図表20および1983年版42頁図表52から作成。

注: 1982年は委任状の返送率のみ。

表20 委任状・書面投票の返送率(対
発送数)

年次	社数, ()内%	
	1982	1983
回答(%)		
10 以下	4 (0.6)	22 (2.2)
20 "	224 (34.6)	336 (33.5)
30 "	290 (44.8)	435 (43.4)
40 "	69 (10.6)	122 (12.2)
50 "	23 (3.5)	34 (3.4)
60 "	14 (2.2)	22 (2.2)
70 "	9 (1.4)	17 (1.7)
80 "	10 (1.5)	9 (0.9)
90 "	4 (0.6)	3 (0.3)
100 "	1 (0.2)	3 (0.3)
回 答	648(100.0)	1,003(100.0)
無 回 答	21	23
計	669	1,026

出所: 前掲資料1982年版28頁図表19および1983年版41頁図表51から作成。

注: 1982年は委任状の返送率のみ。

なかったと読める。つぎに表20および表21は、委任状・書面投票の返送率(対発送数)とその返送率(対発行済株式総数)とについて、それらの調査結果を示したものである。表20から、その返送率(対発送数)は回答企業の大多数(八九・〇%)において一〇―四〇%であったことが知れる。それは八二年と変わりがなかったと読める。また表21から、その返送率(対発行済株式総数)は回答企業の過半数(六八・〇%)において五〇―八〇%であったことが分かる。それは八二年と変わりがなかったと読める。さらに表22は、全部または一部の議案に対し「否」の指示のある委任状・書面投票の割合(対発行済株式総数)について、その調査結果を示したものである。表22から、その割合(対発行済株式総数)は回答企業の圧倒的多数(九七・五%)においてゼロまたは一%以下であったこと、なかでも一%以下が回答企業の七八・三%に及んだことが知れる。それは八二年と変わりがなかったと読める。つづいて表23は、全部の議案に対し「否」の指示のある委任状の取扱について、その調査結果を示したものである。表23から、こうした委任状は回答企業の大半(八四・四%)において受任されたこ

(13) 新商法下の株主総会と企業支配

表 23 全部の議案に対し「否」の指示のある委任状の取扱い

		社数, ()内%	
回答	年次	1982	1983
受任しない		155 (23.9)	141 (15.6)
受任する		494 (76.1)	765 (84.4)
回 答		649(100.0)	906(100.0)
無 回 答		20	120
計		669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 29頁図表 21 および 1983年版 43頁図表 54 から作成。

表 24 議案に対し「賛・否」の指示のない委任状・書面投票の割合 (対発行済株式総数)

		社数, ()内%	
回答(%)	年次	1982	1983
0		16 (2.8)	15 (1.8)
10 以下		80 (14.2)	116 (13.8)
20 "		29 (5.1)	49 (5.8)
30 "		22 (3.9)	35 (4.2)
40 "		23 (4.1)	52 (6.2)
50 "		37 (6.6)	76 (9.0)
60 "		65 (11.5)	114 (13.6)
70 "		70 (12.4)	97 (11.5)
80 "		79 (14.0)	97 (11.5)
90 "		76 (13.5)	106 (12.6)
100 "		67 (11.9)	83 (9.9)
回 答		564(100.0)	840(100.0)
無 回 答		105	186
計		669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 30頁図表 23 および 1983年版 45頁図表 57 から作成。
注: 1982年は委任状の割合のみ。

表 22 全部または一部の議案に対し「否」の指示のある委任状・書面投票の割合 (対発行済株式総数)

		社数, ()内%	
回答(%)	年次	1982	1983
0		112 (17.6)	189 (19.1)
1 以下		510 (79.9)	773 (78.3)
2 "		6 (1.0)	13 (1.3)
3 "		2 (0.3)	4 (0.4)
4 "		0 (0.0)	1 (0.1)
5 "		4 (0.6)	3 (0.3)
6 "		1 (0.2)	2 (0.2)
7 "		1 (0.2)	0 (0.0)
8 "		1 (0.2)	0 (0.0)
9 "		0 (0.0)	0 (0.0)
10 "		1 (0.2)	1 (0.1)
10 超		0 (0.0)	1 (0.1)
回 答		638(100.0)	987(100.0)
無 回 答		31	39
計		669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 30頁図表 22 および 1983年版 44頁図表 55 から作成。
注: 1982年は委任状の割合のみ。

とが分かる。それは八二年とほぼ変わりがなかったと読める。それから表 24 は、議案に対し「賛・否」の指示のない委任状・書面投票の割合 (対発行済株式総数) について、その調査結果を示したものである。表 24 から、その割合 (対発行済株式総数) は回答企業の過半数 (五九・二%) において五〇—一〇〇%であったことが知れる。それは八二年と変わったことがなかったと読める。さいごに表 21 お

表26 法人株主からの委任状・書面投票について「否」の指示のある委任状・書面投票の割合(対法人株主持株総数)

年次	社数、()内%	
	1982	1983
回答(%)		
0	581 (93.9)	892 (93.7)
1以下	35 (5.7)	57 (6.0)
5 "	1 (0.2)	2 (0.2)
10 "	1 (0.2)	0 (0.0)
20 "	0 (0.0)	0 (0.0)
30 "	0 (0.0)	1 (0.1)
40 "	0 (0.0)	0 (0.0)
50 "	0 (0.0)	0 (0.0)
50超	1 (0.2)	0 (0.0)
回 答	619(100.0)	952(100.0)
無 回 答	50	74
計	669	1,026

出所：前掲資料1982年版32頁図表25および1983年版44頁図表56から作成。
注：1982年は委任状の割合のみ。

表25 法人株主からの委任状・書面投票の返送率(対法人株主持株総数)

年次	社数、()内%	
	1982	1983
回答(%)		
5以下	2 (0.4)	4 (0.5)
10 "	2 (0.4)	8 (1.0)
20 "	3 (0.6)	19 (2.4)
30 "	8 (1.5)	13 (1.6)
40 "	10 (1.9)	30 (3.7)
50 "	13 (2.4)	39 (4.8)
60 "	27 (5.1)	38 (4.7)
70 "	63 (11.9)	85 (10.5)
80 "	97 (18.3)	160 (9.8)
90 "	179 (33.7)	235 (29.1)
100 "	127 (23.9)	176 (21.8)
回 答	531(100.0)	807(100.0)
無 回 答	138	219
計	669	1,026

出所：前掲資料1982年版32頁図表26および1983年版43頁図表53から作成。
注：1982年は委任状の割合のみ。

よび表22に関連して、法人株主からの委任状・書面投票をみておこう。表25は、こうした委任状・書面投票の返送率(対法人株主持株総数)について、その調査結果を示したものである。表25から、その返送率(対法人株主持株総数)は回答企業の大半(七〇・八%)において七〇—一〇〇%であったことが分かる。それは八二年とほぼ変わりがなかったと読める。また表26は、議案に対し「否」の指示のある委任状・書面投票の割合(対法人株主持株総数)について、その調査結果を示したものである。表26から、その割合(対法人株主持株総数)は回答企業の圧倒的多数(九三・七%)においてゼロであったことが知れる。それは八二年と変わりがなかったと読める。

以上のことから、新商法下の委任状勧誘・書面投票の実態はつぎのようであったといえてよいであろう。すなわち、(一)④書面投票制度を採用した企業は少なかった、(二)⑤多くの企業では、八二年と同じく、全株主を対象とする委任状勧

(15) 新商法下の株主総会と企業支配

表 27 大株主懇談会の有無・目的

社数, ()内%

回答	年次	1982	1983
	総会付議案につき 事前の承認をえる		50 (35.7)
営業の状況を報告する		109 (77.9)	50 (80.6)
大株主との一般的な コミュニケーション		65 (46.4)	52 (83.9)
その他		2 (1.4)	5 (8.1)
開催した		140 (21.2)	62 (6.1)
開催しなかった		521 (78.8)	947 (93.9)
回 答		661(100.0)	1,009(100.0)
無 回 答		8	17
計		669	1,026

出所: 前提資料 1982 年版 37 頁図表 37 および 1983 年版 34 頁
図表 35, 36 から作成。

表 28 大株主懇談会の対象とした大株主
の範囲

社数, ()内%

回答	年次	1982	1983
	100 単位未満		8 (5.8)
100 単位以上		16 (11.6)	14 (19.4)
200 "		8 (5.8)	5 (6.9)
300 "		41 (29.7)	14 (19.4)
600 "		16 (11.6)	4 (5.6)
1,000 "		49 (35.5)	29 (40.3)
回 答		138(100.0)	72(100.0)
無 回 答		531	954
計		669	1,026

出所: 出掲資料 1982 年版 38 頁図表 39 および 1983 年版
35 頁図表 37 から作成。

誘が行われた、(二)①多くの企業では、八二年と同じく、全株主から集められた委任状・書面投票は発送数の一〇―四〇%に留まった、(三)②多くの企業では、八二年と同じく、全株主から集められた委任状・書面投票は発行済株式総数の五〇―八〇%にのぼった、(三)③ほとんどの企業では、八二年と同じく、「否」の指示のある委任状・書面投票はゼロか、あっても発行済株式総数の一%以下に

すぎなかった、(三)④多くの企業では、八二年と同じく、「否」の指示のある委任状は受任された、(四)多くの企業では、八二年と同じく、「賛・否」の指示のない委任状・書面投票は発行済株式総数の五〇%を超えた、(四)①多くの企業では、八二年と同じく、法人株主から集められた委任状・書面投票は法人株主持株総数の七〇%を超えた、(四)②ほとんどの企業では、八二年と同じく、法人株主からの「否」の指示のある委任状・書面投票はゼロであった、

表 29 企業が接触している特殊株主の人数 社数, ()内%

回答(人)	年次	
	1982	1983
0	5 (0.8)	32 (3.2)
1—50	88 (13.8)	537 (54.4)
51—100	123 (19.3)	185 (18.7)
101—200	172 (27.0)	134 (13.6)
201—300	93 (14.6)	52 (5.3)
301—400	51 (8.0)	16 (1.6)
401—500	43 (6.8)	15 (1.5)
501 以上	61 (9.6)	16 (1.6)
回 答	636(100.0)	987(100.0)
無 回 答	33	39
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 59頁図表 69 および 1983年版 49頁図表 64 から作成。

(四) 大株主懇談会の実態

新商法下の株主総会においても、その開催に先立って、大株主懇談会が一部で持たれた。その実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。

まず表27は、大株主懇談会の有無・目的について、その調査結果を示したものである。表27から、大株主懇談会は回答企業の圧倒的多数(九三・九%)において開催されなかったこと、反対にこれを開催したものは回答企業のわずか六・一%にすぎなかったことが分かる。それ

は八二年よりもかなり減ったと読める。また表27から、その目的は有回答企業の大半(八三・九%、八〇・六%)において「大株主との一般的なコミュニケーション」または「営業の状況を報告すること」にあったこと、反対に「総会付議議案につき事前の承認をえる」ことは有回答企業のわずか二五・八%に留まったことが知れる。このことは、大株主懇談会が八二年よりも報告・親睦会的性格をいっそう強め、逆に根回し会的性格をさらに弱めたことを意味している。つぎに表28は、対象とした大株主の範囲について、その調査結果を示したものである。表28から、対象とした大株主は回答企業の過半数(六五・三%)において三〇〇単位以上であったことが分かる。それは八二年とほぼ変わりがなかったと読める。

以上のことから、新商法下の大株主懇談会の実態はつぎのようであったといつてよいであろう。すなわち、(一)多くの企業では、大株主懇談会は開催されず、八二年よりもかなり減った、(二)これを開催した企業の多くでは、大株主懇談会は報告・親睦会的性格を八二年よりもいっそう強めた、(三)これを開催した企業の多くでは、八二年と同じく、対象とした大株主は三〇〇単位以上のもので

(17) 新商法下の株主総会と企業支配

表 30 企業が接触している特殊株主の人数の増減

回答	社数, ()内%	
	1982	1983
かなり増えた	2 (0.3)	4 (0.4)
多少増えた	31 (4.9)	15 (1.5)
ほとんど変わらない	337 (53.1)	84 (8.6)
多少減った	227 (35.7)	239 (24.5)
かなり減った	38 (6.0)	635 (65.0)
回 答	635(100.0)	977(100.0)
無 回 答	34	49
計	669	1,026

出所: 前掲資料 1982年版 59頁図表70および1983年版 50頁図表65から作成。

まず表29は、企業が接触している特殊株主の人数につ

あつた、と。
 (五) 特殊株主の実態
 新商法下の株主総会を「開かれた総会」にするためには、企業は特殊株主(総会屋、昨今のいわゆるプロ株主)との腐れ縁をみずから断ち切ることが必須となる。その実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。

表 31 商法改正に伴う今後の総会屋に対する姿勢

回答	社数, ()内%	
	1982	1983
(1)改正後は一切総会屋とは接触しないつもり	523 (80.6)	650 (63.1)
(2)改正後は極力総会屋排除に努力したい	85 (13.1)	293 (28.4)
(3)総会屋にもそれなりの意義があるのでその排除は考えていない	1 (0.2)	12 (1.2)
(4)以前から総会屋とは一切接触していない	40 (6.2)	75 (7.3)
回 答	649(100.0)	1,030(100.0)
無 回 答	20	28
計	669	1,058

出所: 前掲資料 1982年版 60頁図表71および1983年版 50頁図表66から作成。

注: 重複回答。

いて、その調査結果を示したものである。表29から、その人数は回答企業の大半(八六・七%)において一〇〇人であったこと、なかでも一五〇人が回答企業の五四・四%に及んだことが分かる。それは八二年よりもかなり減ったと読める。このことは、表30によっても確かめることができる。つぎに表31は、商法改正に伴う今

表 32 表 31 で(1)(2)と答えた企業の対応策

回答	社数, ()内%	
	1982	1983
係員の増強などの社内体制の強化	103 (14.2)	109 (10.6)
「特殊暴力防止対策連合協議会」など総会屋対策団体に加入	395 (54.6)	637 (62.0)
賛助金の打ち切り宣言文を総会屋へ送付	104 (14.4)	131 (12.8)
その他	121 (16.7)	150 (14.6)
回答	723(100.0)	1,027(100.0)
無回答	81	151
計	804	1,178

出所：前掲資料 1982年版 61 頁図表 72 および 1983年版 50 頁図表 67 から作成。

注：重複回答。

後の特殊株主に対する企業の姿勢について、その調査結果を示したものである。表 31 から、「改正後は一切総会屋とは接触しないつもり」のものは回答企業の過半数（六三・一％）を占めたことが知れる。それは八二年よりも少し減ったと読める。しかし、「改正後は極力総会

表 33 商法改正を機とする総会屋の動向の予想

回答	社数, ()内%	
	1982	1983
隠退転向	270 (27.8)	454 (31.8)
偽装転身（ブラックジャーナル、右翼偽装団体、偽装転業など）	421 (43.3)	601 (42.1)
不明	270 (27.8)	357 (25.0)
その他	11 (1.1)	15 (1.1)
回答	972(100.0)	1,427(100.0)
無回答	18	19
計	990	1,446

出所：前掲資料 1982年版 62 頁図表 75 および 1983年版 52 頁図表 69 から作成。

注：重複回答

屋排除に努力したい」とするものは、八二年よりもやや増えたと読める。このことは、企業が特殊株主に対して強腰の姿勢を示し始めたことを意味している。こうした企業の強腰の姿勢は、表 32 の「特殊暴力防止対策連合協議会」など総会屋対策団体に加入する、「賛助金の打ち切り宣言文を総会屋へ送付」する等の対応策のうちに見いだされる。それは八二年と変わりがなかったと読

める。さいごに表33は、商法改正を機とする特殊株主の動向の予想について、その調査結果を示したものである。表33から、特殊株主は回答企業の大半(七三・九%)において「偽装転身」や「隠退転向」を図るものと予想されていることが知れる。それは八二年と変わりがなかったと読める。

以上のことから、新商法下の特殊株主の実態はつぎのようであったといつてよいであろう。すなわち、(一)多くの企業では、企業が接触している特殊株主の人数は二〇〇人どまりであり、八二年よりかなり減った、(二)多くの企業では、八二年と同じく、特殊株主排除に向けて強腰の姿勢が見られた、(三)多くの企業では、八二年と同じく、特殊株主は偽装転身や隠退転向を図るものと予想されている、と。

- (1) 大和証券経済研究所編『株主総会白書』一九八二—八三年版、『商事法務』第九五六、九九〇号、所載。
- (2) 議決権を有する総株式数は、発行済株式総数から単位未満株、端株等を控除したものである。以下同じ。
- (3) 八二年の場合は委任状出席株主のみであるので、厳密な比較はできない。以下同じ。
- (4) 「接触」の意味は八二年と八三年とにおいて異なる。

八二年におけるそれは金品の授受を伴うが、八三年におけるそれはこれを伴わない。

- (5) 新商法下の株主総会の実態については、つぎをも参照されたい。

全国株懇連合会編『商法改正後の決算・株主総会および単位未満株式関係の調査』全国株懇連合会、一九八三年九月。

- (6) 旧商法下の株主総会の実態については、つぎをも参照されたい。

平田光弘『わが国株式会社の支配』千倉書房、一九八二年。

三 新商法下の株主総会と企業支配

新商法下の株主総会もまた、旧商法下のそれと同じように、企業運営の重要事項について株主の総意を決定する企業最高の必要機関であることに変わりはないはずである。ところが、実際には、うえて明らかになったように、株主に対する委任状勧誘または株主の書面投票を通じて、付議議案の可決に必要な株式数が事前に確保されているのである。一方、株主総会自体についても、旧商法下とは異なって、特殊株主にその進行役をまかせる例がほとんどなくなったとはいえ、付議議案の審議にかか

わる発言はほとんどないのが実状となっている。

いまこれを所要時間についてみれば、新商法下の株主総会は、一部に長時間化が見られたもの⁽¹⁾の、その大部分では一時間以下で終了したわけである。この点は、旧商法下の株主総会と大差がなかったとみる事ができる。

ただ同じ一時間以下といっても、旧商法下の株主総会の場合には二五分以下での終了が極めて多かったのに対し、新商法下のその場合には二五—六〇分での終了が非常に多かったという違いはある。しかし、この違いは、新商法下の株主総会が総じて営業報告書等の説明に時間をかけたことによるのであって、付議議案の審議にそれだけの時間をかけたことによるわけでは決してない。したがって、そこでは『開かれた総会』とはほど違い『しらせ総会』『シャンシャン総会』が大勢を占めたのである。かくて新商法下の株主総会もまた、旧商法下のそれと同様、意思決定の場としての機能をなら果たさず、形骸化・無機能化していることが明らかにるのである。それでは、付議議案の実質的な審議の場とみられる大株主懇談会や大株主との個別の接触を通じて、経営者が行う大株主への事前の根回しの実態はどのようであった

であろうか。さきの大和証券調査によれば、とくに大株主懇談会については、事前の情報開示や利益供与の問題から、これを取りやめにした企業が八〇社もあり、これを開催した企業は一、〇〇九社中わずかの六二社(六一%)を数えるにすぎない⁽²⁾。しかも、これを開催した企業の多くにあつては、旧商法下に比して、大株主懇談会は本来の根回し会的性格を弱め、かえって報告・親睦会的性格を強め、次第に形式化してきているのである。一方、大株主との個別の接触による根回しについては、同じく事前の情報開示の問題はあるが、これがどれほどの企業で行われたかは、調査がなく、定かでない。だが、それらによる大株主への根回しは、『開かれた総会』を旗印として株主総会の活性化をめざす新商法のもとでは、旧商法下におけるよりも一層形式化するのではなからうか。しかし、よしんば新商法のもとでこうした大株主への根回しが形式化したとしても、それが根回しとしての実質を失うことになるわけではない。なぜなら報告も親睦も根回しの一形態であることに変わりはないからである。したがって、そこには依然として経営者と大株主との共同支配ないし連合支配と呼びうるものが見られる、

と筆者は解するのである。

(1) 『長時間総会』の最近の事例としては、例えば、つぎのものがあつた。

ソニー(二三時間三〇分) 新阪急ホテル(九時間三〇分) など。

(2) 『株主総会白書』一九八三年版、三四頁、図表35参照。

四 結

新商法下の企業支配についても、旧商法下のそれと同

じように、経営者と大株主との共同支配ないし連合支配と呼びうるものが見られる、と筆者は解する。しかし、一体『共同支配』とは何であるのか、また企業の業績悪化のとき、それはどうなるのか。——これらの問題を解き明かすことは、筆者の今後の課題として残されている。

(一橋大学教授)